

2019年7月8日

各 位

株式会社 九電工

築上町し尿処理施設建設工事に関連する弊社社員の有罪判決について

本日、弊社社員3名が、築上町し尿処理施設建設工事受注に際し、談合を行ったとして福岡地方裁判所小倉支部から有罪判決を受けました。

弊社社員3名のうち、2名につきましては、懲役1年2ヶ月・執行猶予3年の判決、1名につきましては、懲役1年・執行猶予3年の判決を受けました。

関係各位には、多大なご迷惑をおかけしており、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社は、この度の判決を厳粛かつ真摯に受け止め、すべての事業活動において法令遵守と再発防止の徹底を行い、皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

※ 再発防止の具体的施策につきましては、第91期有価証券報告書および当社ホームページに掲載させていただいております。

以 上